北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ

「今後の対応方向」に係る取組の進捗状況

「今後の対応方向」一覧

1 感染まん延防止対策

- (1) 感染拡大の兆候の早期発見
- (2)機動的な感染拡大の防止
- (3) 医療提供体制等の確保及び集団感染への対応
- (4) 地域の実情に応じた対策の実施
- (5) 感染者情報の公表のあり方

2 社会経済への影響対策

- (1) 中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援
- (2) 雇用の維持・確保と就業支援の充実
- (3) 観光振興に向けた支援の充実
- (4) 「新北海道スタイル」の浸透・定着

3 教育への対応

- (1) 学校臨時休業への備え
- (2) 学校運営の質的改善

4 実効性ある政策推進

- (1) 正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止等
- (2) 市町村との連携等
- (3) 政策形成過程の透明性確保
- (4)政策推進における実効性確保

1-(1)感染拡大の兆候の早期発見

- ① 「帰国者・接触者相談センター」の持続可能な体制の確保
- ② 感染が疑われる患者への対応体制の強化
- ③ 季節性インフルエンザの流行を見据えた診療体制の整備
- ④ 検査体制の一層の強化
- ⑤ 国の接触確認アプリと道のコロナ通知システム登録者の増加

①「帰国者・接触者相談センター」の持続可能な体制の確保

・「帰国者・接触者相談センター」と感染症に関する一般相談の窓口を一元化・委託化し、フリーコールにすることで、保健所の負担軽減と利用者の利便性向上を図った(北海道新型コワウイルス感染症健康相談センター開設、9月)。 【今後の予定】

・上記センターに発熱患者に対応できる指定診療・検 ・医療機関等を紹介する機能を付加(地域における発

|熱患者の受入体制を強化)(11月)。

③ 季節性インフルエンザの流行を見据えた診療体制の整備

- ・各地域において医療機関等の意向把握や役割分担等についての協議を行い、道医師会など関係団体や市町村と連携を図りながら、検査体制整備計画を策定(10月)。
- ・発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関を全道で 673か所指定(11/10現在)

【今後の予定】

- ・発熱患者の受診方法の変更等に関する普及啓発の実施。
- ・検査体制整備計画に基づき、発熱患者の対応が可能な医療機関の更なる拡充を推進。

② 感染が疑われる患者への対応体制の強化

・地域外来・検査センター、帰国者・接触者外来の設置を推進。 <地域外来・検査センター:7か所(8月末)→11か所(10月末)> <帰国者・接触者外来:約70か所(8月末)→約90か所(10月末)>

【今後の予定】

・引き続き、地域の関係者との調整を行いながら、対応体制の 強化を推進。

④ 検査体制の一層の強化

・設備導入に対する支援(補助)を実施。

<補助申請件数(10月末)>

LAMP法等検査導入への補助:70件 PCR検査センター設置への補助:11件 医療機関への設備導入補助:66件 民間検査機関への設備導入補助:4件

- ・発熱患者対応に係る体制整備に向け、多様な検査方法の導入や検査機器整備に係る支援(補助)を実施(8月要綱告示)。
- ・地域における検査体制の強化に向け、検体採取用車両を導入(10月)
- •検査能力:1日2,200人(9月末)→1日2,550人(10月末)

【今後の予定】

・引き続き、医師会や地域の関係者と連携を図りながら、検査 体制の強化を推進。

1-(1)感染拡大の兆候の早期発見

- ① 「帰国者・接触者相談センター」の持続可能な体制の確保
- ② 感染が疑われる患者への対応体制の強化
- ③ 季節性インフルエンザの流行を見据えた診療体制の整備
- ④ 検査体制の一層の強化
- ⑤ 国の接触確認アプリと道のコロナ通知システム登録者の増加

⑤ 国の接触確認アプリと道のコロナ通知システム登録者の増加

- ・道の各種広報媒体等を活用した周知や、道の各事業と連動した普及促進を実施(5月~)。
- ・各団体と連携し、団体会員へのリーフレット配布、ダイレクトメール発行や各種機会を通じた道職員による説明等の働きかけを実施(5月~)。
- 事業者向けの「新北海道スタイル」に国の接触確認アプリと道のコロナ通知システムの活用を追加(8月)。
- ・すすきの地区の接待を伴う飲食店約500店舗に道職員が個別訪問し、コロナ通知システムの利用を働きかけ(8月)。
- ・「Go To Eat」事業への道内飲食店の参加要件に道のコロナ通知システムの導入と利用登録の呼びかけを行うことを追加(10月)。
- ・道のコロナ通知システムの利用者の登録を簡素化するためのシステム改修を実施(10月)。
- ・すすきの地区の1,000以上のコロナ通知システム導入事業者に対し、利用客へのシステム登録の呼びかけを依頼 (10月)

<道のコロナ通知システムの登録数>

登録施設:20,579施設(8月末)→29,060施設(10月末) 累計利用者:101,279名(8月末)→168,091名(10月末)

- 様々な媒体や機会を活用して、コロナ通知システムの普及啓発を継続。
- ・冬季における道のコロナ通知システムの利用促進に向けたPRを実施(テレビCM、新聞広告等)。
- ・道のコロナ通知システムの操作性の改善など、利用促進に向けた対応を継続。

取組の進捗状況

1-(2)機動的な感染拡大の防止

- ① 保健所の感染拡大時の体制整備や業務効率化
- ② 道と保健所設置市等が連携した感染拡大の防止
- ③ 道立衛生研究所の機能強化

① 保健所の感染拡大時の体制整備や業務効率化

- 各保健所の業務について外部委託を推進。
 - <患者搬送業務:12保健所で委託済み(10月時点)>
 - <健康観察業務:業務委託により実施(5月~)>

ほか検体回収業務、車両消毒業務の外部委託などを推進。

- ・会計年度任用職員の任用 15人(8月)→ 20人(10月)
- ・26保健所でHER-SYS(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム)を導入済み

【今後の予定】

- ・地域の実情に即して患者搬送等の業務の外部委託を推進。
- 会計年度任用職員の任用。
- 振興局職員の応援体制の整備。
- ・患者搬送用車両の購入(各保健所1台)。
- •HER-SYS専用機器の購入。
- ・入院調整システム「COVID-Chaser」(新型コロナウイルス感染症サーベイランスシステム)の導入を推進。

② 道と保健所設置市等が連携した感染拡大の防止

・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 クラスター対策班の派遣を依頼。

<派遣先:20カ所(10月末)>

・感染症対策に精通した医師や看護師等の医療従事者を集団感染等が発生した施設等に派遣。

<派遣先:23カ所、延べ43人派遣(10月末)>

・集団感染等の発生に対し、保健所設置市、医療機関、 事業者等と連携した「北海道感染症広域支援チーム」 を派遣。

<派遣実績:述べ1,737人(25か所)(10月末)>

【今後の予定】

- 集団感染等が発生した施設等への専門家の派遣を継続。
- ・必要に応じ、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対 策推進本部クラスター対策班の派遣を依頼。

③ 道立衛生研究所の機能強化

・リアルタイムPCR装置の増設などにより、行政検査機能を強化。

<道立衛生研究所の検査能力> 1日当たり240件(6月) → 340件(9月)

【今後の予定】

・引き続き、現行体制を維持し、行政検査を確実に実施。

1-(3) 医療提供体制等の確保及び集団感染への対応

- ① 特別な配慮が必要な患者の受入体制の強化
- ② 患者搬送体制の充実
- ③ 感染拡大時に必要と想定される病床の確保
- ④ 宿泊療養施設の確保

- ⑤ 感染防護具の確保と迅速な提供
- ⑥ 医療機関や社会福祉施設等における研修の実施
- ⑦ 集団感染が発生した際の支援体制の強化
- ⑧ 集団感染が発生し職員が不足した社会福祉施設等への支援

① 特別な配慮が必要な患者の受入体制強化

・患者数の増加に応じて3段階のフェーズを設け、各段階で患者の即時受入が可能な病床を確保(8月)。

<フェーズ1:622床 フェーズ2:1039床 フェーズ3:1811床>

・専用病棟で感染患者を受け入れる重点医療機関、疑似症・救急患者等に対応できる協力医療機関を指定(8月)。

指定数:重点医療機関25、協力医療機関74

・精神医療関係者や透析医療関係者と患者発生時における 対応について協議を実施。

【今後の予定】

・病床の確実な確保に向け、重点医療機関等への支援を実施。

③ 感染拡大時に必要と想定される病床の確保

・上記(1)に同じ

【今後の予定】

・上記①に同じ

② 患者搬送体制の充実

- 保健所患者搬送車両の増車(道立保健所10台追加)。
- ・タクシー会社、民間移送サービス等への外部委託(道 庁・一部保健所)。
- ・医療機関、消防機関等関係機関と連携しながら患者搬送に取り組んでいる。

【今後の予定】

- ・保健所の患者搬送車両の更なる増車(道立保健所26 台)。
- ・外部委託の更なる推進。

④ 宿泊療養施設の確保

- ・道央圏においては、10月末現在で、宿泊療養施設を1施設 670室を確保しているほか、11月に2施設目330室を確保。
- ・道央圏を除く5か所の3次医療圏については、感染拡大の状況に応じて宿泊療養施設の開設ができるよう調整を進めている(各圏域3施設)。

【今後の予定】

・各3次医療圏において、宿泊療養施設の確保に向け、調整を進める。

1-(3) 医療提供体制等の確保及び集団感染への対応

- ① 特別な配慮が必要な患者の受入体制の強化
- ② 患者搬送体制の充実
- ③ 感染拡大時に必要と想定される病床の確保
- ④ 宿泊療養施設の確保

- ⑤ 感染防護具の確保と迅速な提供
- ⑥ 医療機関や社会福祉施設等における研修の実施
- ⑦ 集団感染が発生した際の支援体制の強化
- ⑧ 集団感染が発生し職員が不足した社会福祉施設等への支援

⑤ 感染防護具の確保と迅速な提供

- ・感染症指定医療機関等における在庫状況を定期的に 把握し、国から適宜提供を受けるなどして、感染症患者 を受け入れている医療機関に対し優先的に配布。
- ・診療所や歯科診療所、薬局などに対しても、保健所や道 医師会、道歯科医師会等の関係団体を通じて配布。
- <配布実績(10月末)>サージカルマスク1,114万枚、N95マスク32万枚、フェイスシール・79万枚、ガウン290万着、グローブ804万枚、防護服2万着

【今後の予定】

・引き続き、感染症指定医療機関等への感染防護具等の提供を適切に実施。

⑦ 集団感染が発生した際の支援体制の強化

・集団感染又は集団感染が疑われる事例が発生した場合に、保健所設置市、医療機関、事業者等の連携による「北海道感染症広域支援チーム」の派遣を実施。

<派遣実績(10月末)> 延べ1,737人(25か所)

【今後の予定】

・引き続き、集団感染等が発生した場合に、チームの派遣による支援を実施。

⑥ 医療機関や社会福祉施設等における研修の実施

- ・各医療機関への立入検査の機会等を活用し、院内感染防止対策として、手洗い、感染防護具着用等の指導を実施。
- ・社会福祉施設等(入所施設)を対象として感染拡大防止研修会を開催(8月)
- ・医療従事者向けの院内感染防止の動画(8月)や社会福祉施 設等向けの感染拡大防止の研修動画(9月)をネット上で公開。

【今後の予定】

- ・引き続き、院内感染防止対策の指導や動画を活用した医療 従事者の知識の普及に取り組む。
- ・社会福祉施設等向け動画の視聴状況について確認(12月)。

⑧ 集団感染が発生し職員が不足した社会福祉施設等への支援

・集団感染が発生し、職員が不足した社会福祉施設等から派遣要請があった場合に、事前登録施設からの応援派遣を調整するとともに、応援派遣に係る費用や派遣職員が派遣元施設に復職するまでの間の宿泊費等に対する支援を実施(9月~(4月から対象))。

<派遣協力施設の登録数(10月末)> 141法人・施設(446人)

【今後の予定】

・応援派遣に係る事前登録を促進

1-(4)地域の実情に応じた対策の実施

- ① 新たな警戒ステージの設定
- ② 感染状況等に関する情報発信の実施
- ③ 振興局による地域の実情を踏まえた注意喚起の実施

① 新たな警戒ステージの設定

- ・国の分科会提言も踏まえ、道としての新たな警戒ステージを設定(8月)。
- ・新たな警戒ステージで設定する指標の動向等を総合的に勘案し、専門家等の意見を踏まえ、ステージの移行や道民の皆様への要請の実施について決定(10月、11月)。

【今後の予定】

・指標の動向等を総合的に勘案し、 専門家等の意見を踏まえ、ステージ の移行や要請を実施。

② 感染状況等に関する情報発信の 実施

- ・新たな警戒ステージで設定した指標の数値を「北海道の状況」として、毎日報道発表(8月~)。
- ・これまでの感染者発生状況の推移に加え、新たな警戒ステージで設定した指標の直近1ヶ月分のデータをグラフ化し、道ホームページで公表(8月~)。
- ・「感染症対策に関するお知らせ(定期便)」を、毎週、市町村に送付し、感染状況等について情報共有(9月~、11/13までに8回発行)。

【今後の予定】

・指標データ等の公表を継続。

③ 振興局による地域の実情を踏まえた注意喚起の実施

- ・新たな警戒ステージの設定に伴い、ステージ1において、地域の感染状況を踏まえて振興局が注意喚起を実施(8月以降、7振興局(空知、石狩、後志、胆振、日高、十勝、釧路)で実施)。
- ・10月28日にステージ2へ移行するまでの間、管内市町村長との連名によるメッセージの発出等、市町村と連携を図りながら実施(8月~)。

【今後の予定】

・ステージ1においては、振興局が市町村と連携し、注意喚起を継続して実施。

1-(5)感染者情報の公表のあり方

- ① 感染者情報の公表に関する道の対応の整理
- ② 医療関係者との連携強化

① 感染者情報の公表に関する道の対応の整理

(これまでの取扱い)

- ・感染症法をはじめとする関係法令等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた公衆衛生上の必要性と、感染者等への誹謗中傷が起きないよう、個人情報の保護とを比較衡量しつつ、本人同意が得られた内容で、患者の年代や性別、行動・滞在歴等を公表。
- ・国が都道府県単位を基本とする中、本道の広域性や人の動きなども鑑み、振興局単位の公表を基本としている。

【今後の予定】

- ・公表の仕方によっては、感染者を特定する動きに加え、濃厚接触者や家族、医療従事者や介護職員等への誹謗中傷等の人権問題にも関わるため、感染拡大防止対策の推進、個人情報の保護とともに、積極的疫学調査等への影響の観点も踏まえるほか、国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」における議論の動向や市町村との協議を踏まえながら、感染者情報に関する道の新たな公表基準の検討を進める。
- ※国のワーキンググループにおける議論のポイント

情報公開の仕方によっては、感染症のまん延防止に資する 範囲を超えて、個人のプライバシーの侵害に当たるおそれや、 偏見、差別等を招くおそれがあるが、どのような情報公開が適 切と考えられるか。

② 医療関係者との連携強化

- ・医師会や医療機関が行う各種会議や意見交換に積極的に参画し、情報共有を図り、連携を強化。
- ・地域においては、郡市医師会や医療機関と保健所が機会あるごとに情報共有を図るなど連携。
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門会議委員(医療関係者)との様々な面での調整等の際に、多種・多様なアドバイスをいただくなど、専門・技術的な見地から、道の取組に参画をいただいており、今後とも、更なる関係を強化。
- ・感染状況や感染防止対策に加え、国や他の自治体、 関係機関・団体等の取組等について、適宜情報を共 有。

【今後の予定】

・医療関係者との連携を強化し、これまで以上に地域を重視した取組を進めていくことで、感染症対策を含めた地域医療に的確に寄与するとともに、感染者の方々やその御家族、医療等従事者の方々にとって、適切で効果的な感染者情報の公表に向け、更なる検討を進め、見直しに努めていまいる。

2-(1)中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援

- ① 中小・小規模企業の資金繰りへの支援
- ② 感染症対策に取り組む事業者への支援の充実
- ③ 休業要請が必要な場合の支援策の検討・準備
- ④ 事業者による各種支援策の活用の促進
- ⑤ 地域における経済の循環と需要喚起の促進

① 中小・小規模企業の資金繰りへの支援

・無利子融資制度を創設し、その後、資金需要の増加に伴い新規融資枠を拡大。

<新規融資枠>

3,000億円(5月)→1兆円(7月)→1兆5,000億円(10月)

- <融資実績:43,632件、8,614億円(10月末)>※速報値
- ・必要に応じ、政府系金融機関の融資制度の情報提供を行い、活用を促進。

【今後の予定】

・引き続き、制度の周知を図り、中小・小規模企業に対し、 必要な資金が円滑に供給されるよう取り組む。

② 感染症対策に取り組む事業者への支援の充実

•専門家の派遣

<相談受理件数:594件 派遣回数:延べ832回(10月末)>

・設備や備品購入等への支援

<補助金申請受付件数:231件(10月末)>

- ・専門家の派遣については、産業支援機関等の相談機能 や支援事業を活用し、効果的に実施。
- ・新たな販路開拓等への支援については、今後、補助金を速やかに交付できるよう、体制整備を継続。
- ・事業者が実施する感染防止対策への支援の拡充に関する国への要請を継続。

2-(1)中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援

- ① 中小・小規模企業の資金繰りへの支援
- ② 感染症対策に取り組む事業者への支援の充実
- ③ 休業要請が必要な場合の支援策の検討・準備
- ④ 事業者による各種支援策の活用の促進
- ⑤ 地域における経済の循環と需要喚起の促進

③ 休業要請が必要な場合の支援策の検討・準備

・全国知事会と連携し、国に対し、休業補償に関する支援制度の創設を要請(4月以降、状況に応じ適宜実施)。

【今後の予定】

- 国への要請や他県の状況の情報収集を継続。
- ・休業要請の発出が懸念される場合には、要請が必要な地域や業態などについて、あらかじめ情報提供を行い、社会経済活動への影響を抑えながら、感染症対策として効果のある休業要請となるよう、支援策も含め検討。

④ 事業者による各種支援策の活用の促進

- ・新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口 <相談件数:4.288件(10月末)>
- •専門家の派遣
 - <相談受理件数:594件 派遣回数:延べ832回(10月末)>
- ・商工団体と連携した事業者への巡回訪問 <訪問件数:8.251件(10月末)※集計中>

【今後の予定】

・専門家による中小・小規模事業者へのオーダーメイド型 の経営指導・助言を強化。

⑤ 地域における経済の循環と需要喚起の促進

- ・市町村と連携したプレミアム付商品券の発行~123市町村(10月末)
- ・道内百貨店等で道産食品の販売機会を提供(12会場(7月15日~11月1日)で実施)。
- ・道が主催する道内外百貨店の北海道物産展等で利用可能なプレミアム付商品券の発行や、百貨店等が実施するオンライン物産展での割引販売を実施(9月~)。

- ・プレミアム付き商品券の発行やオンライン物産展での割引販売の継続(~2月末)。
- ・食品宅配サービスを活用した道産食品の販路確保の取組(11月、12月で実施)。

2-(2)雇用の維持・確保と就業支援の充実

- ① 雇用の維持に関する各種支援策の活用促進等
- ② 離職者、新規学卒者に対する支援
- ③ 「北海道短期おしごと情報サイト」の活用促進
- ④ 離職者の早期就職と企業の人材確保の促進

① 雇用の維持に関する各種支援策の活用促進等

- ・全国知事会とも連携しながら必要な対策を国に要望 (2月以降、状況に応じ適宜実施)。
- ・道や国、経済、労働団体等による合同緊急雇用対策本 部において、地域の雇用情勢の把握や各種支援策の活 用を促進。
- ・新規学卒者等の採用について、企業等を訪問し要請 (6月~10月、訪問件数 210件)。

【今後の予定】

•引き続き、国や経済団体等への要望を実施。

③ 「北海道短期おしごと情報サイト」の活用促進

・人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、短期的に働きたい希望を持つ方々等とのマッチングを実施 (4月~)。

<マッチング実績:14社124名(10月末)>

【今後の予定】

・情報提供を継続して実施。

② 離職者、新規学卒者に対する支援

- ・若年求職者向けのオンラインセミナーを全30回開催し、510人が参加(9月末)。10月以降も随時開催。
- ・ジョブカフェ北海道の相談体制を5名拡充(9月)。
- ・離職を余儀なくされた方々向けにWeb企業説明会を地域ごとに複数回開催。

<10月:6回開催 11月~12月:10回開催予定>

Web広告により、離職者向け支援策を周知(9月~)。

【今後の予定】

・12月以降、非正規雇用労働者等向けに座学と職場研修 を実施(定員200名)。

④ 離職者の早期就職と企業の人材確保の促進

- ・コロナ禍により離職した方が、建設、介護・福祉、農林漁業等の人手不足の職種に異業種から就職した場合、就職した方と雇用した道内企業を支援する取組を実施(11月~)。
- <支援内容(北海道異業種チャレンジ奨励金)> 就職した方に30万円+転居費用(上限20万円)を支援 雇用した道内企業に30万円を支援

【今後の予定】

支援を継続して実施。

2-(3)観光振興に向けた支援の充実

- ① 道内旅行の促進
- ② 北海道の魅力を国内外に発信する「HOKKAIDO LOVE!」の取組推進

① 道内旅行の促進

・離島の観光需要を喚起するため、道民を対象に離島旅行商品の割引を支援する「りとう+(ぷらす)」を実施(10月20日~)。

【今後の予定】

- ・順次プロモーションを実施予定。
- 「Go To トラベル」(~R3.1月)終了後の観光需要を喚起するため、「どうみん割+(ぷらす)」を実施(R3.2月~3月(予定))。

② 北海道の魅力を国内外に発信する「HOKKAIDO LOVE!」の取組推進

- ・北海道エアポート(株)、(公社)北海道観光振興機構、 道の3者で立ち上げ(6月)。
- ・「HOKKAIDO LOVE!」のキャッチフレーズを活用し、オール北海道で観光関連産業等の取組を応援(6月~)。
- 「#hokkaidolove」のハッシュタグをつけて、本道の食や 自然などの写真を投稿していただくSNS施策を展開 (6月~)。
- 民間企業等にプロジェクトへの参画を依頼(6月~)。

- ・引き続き、SNS施策の展開、民間企業等への参画依頼を実施。
- ・感染状況に応じ、順次プロモーションを展開。

2 – (4)「新北海道スタイル」の浸透・定着

- ① 普及啓発等の実施
- ② 感染拡大防止と事業継続を両立する新たな取組の創出等の促進
- ③ テレワークの普及・定着

① 普及啓発等の実施

- ・各種広報媒体を活用した普及啓発を 実施。
- 事業者へのステッカー配布を実施 (7月~)。

<配布数:58,408枚(10月末)>

・商工団体と連携した事業者の巡回訪問等を実施(7月~10月)。

<訪問件数:8.251件(10月末)※集計中>

【今後の予定】

- ・テレビCMや新聞広告等の広報媒体を 活用した普及啓発やステッカー配布を 継続して実施。
- ・巡回訪問等を通じて収集した先進事 例等を事例集としてまとめ、広く周知 (11月)。

② 感染拡大防止と事業継続を両立 する新たな取組の創出等の促進

- ・「新北海道スタイル推進協議会」を通じて、「新北海道スタイル」取組事例等の周知を実施(7月~)。
- ・感染症対策の優れた取組(アクション)をモデルアクションとして選定し、道ホームページ等での周知を実施(8月~)。
- ・商工団体と連携した巡回訪問等を通じて事業者への助言や先進事例の収集等を実施(7月~10月)。

<訪問件数:8,251件(10月末)※集計中>

【今後の予定】

- ・「新北海道スタイル推進協議会」を通じて、取組事例等の周知を継続。
- ・「新北海道スタイル」に取り組んでいることを宣言している飲食店をホームページで新たに紹介し、広く周知(12月)。

③ テレワークの普及・定着

・「北海道の新しい働き方に関する緊急調査」を実施し、テレワークの導入 状況や課題等について把握(6月~7月)。

- ・テレワーク導入経費(PC端末等の機器整備)に対する補助の実施(対象200社、12月~)。
- ・テレワーク運用上の課題(労務・業務管理、人事評価等)に関するマニュアルの作成・配布(12月)。
- ・マニュアルの講義や実践結果の報告を行う実践塾の開催(1~2月)。

3-(1)学校臨時休業への備え

- ① 国の衛生管理マニュアルの改訂に関する情報共有
- ② 感染状況に応じた地域の学校等との情報共有や連携

① 国の衛生管理マニュアルの改訂に関する情報共有

- ・国の衛生管理マニュアルの改訂について、市町村教育委員会等に周知(6月、8月、9月)
- ・国の衛生管理マニュアルの改訂内容を踏まえた保護者向けリーフレットを送付(6月、8月)。
- ・学校の新しい生活様式の定着に向け作成したピクトグラムを周知(8月)。
- ・「広報誌ほっかいどう」、「教育ほっかいどうほっとネット」等の広報誌を活用して学校の新しい生活様式を周知(8月、10月)。
- ・校長会議において、新しい生活様式の定着に向けた留 意事項を説明(6月、8月、10月)。
- ・養護教諭を対象とした研修において、学校の新しい生活様式の定着に向けた講義を実施(8月、9月)。

【今後の予定】

- ・引き続き、様々な広報媒体を活用し、学校の新しい生活様式の周知を実施。
- ・マニュアルの改訂の都度、市町村教育委員会等への周知を実施。

② 感染状況に応じた地域の学校等との情報共有や連携

- ・市町村教育委員会への通知を通じて、国の衛生管理マニュアルに記載された臨時休業の判断の考え方などについて市町村の首長部局と情報を共有(6月、8月、9月)。
- ・感染者が発生した学校の状況について、市町村と情報を 共有した上で、臨時休業等の判断について指導・助言を実 施(6月~)。

【今後の予定】

・引き続き、必要な情報共有及び指導・助言を実施。

3-(2)学校運営の質的改善

- ① 学校への人的・物的支援等の実施
- ② 児童生徒の心のケアに向けた学校への指導助言の徹底
- ③ 児童生徒の学びの保障に必要な環境整備の推進
- ④ 校内の清掃や消毒に関する周知や支援の実施
- ⑤ 児童生徒が安心して学べる環境の整備

① 学校への人的・物的支援等の実施

- 道教委ボランティアバンクや国の人材バンクの活用、広報誌やチラシ等の配付により人材確保に向けた取組を実施。
- 申請に基づき、学習指導員等の学校への配置を決定。〈配置決定数(10月末)〉 学習指導員:1,219名 スクールサポートスタッフ:1,063名
- 各道立学校において、順次、保健衛生用品や家庭学習用教材等の物品を購入。
- ・学校教育指導訪問において、学びの保障のための教育課程の編成について指導・助言を実施(5月~7月)。
- ・道立高校4校において「「学びの重点化」推進プロジェクト」を実施し、成果を各学校に普及(7月~)。
- ・教科指導訪問において、感染症対応下での学習指導のあり方等について指導・助言を実施(9月~12月)。
- ・オンライン学習における機器活用のノウハウと効果的な指導方法について道教委ホームページに掲載(10月)。
- ・道教委作成の「高等学校教育課程編成・実施の手引」において、学習活動の重点化を図る実践例を掲載(11月)。

- 学習指導員等の人材確保に向けた取組を継続して推進。
- 各道立高校において、物品購入を過不足無く進めることができるよう調整や指導、助言を実施。
- ・全道4ブロック30会場で「授業改善セミナー」を開催し、学習活動の重点化について説明するとともに、授業改善に向けた研究協議を実施(10月~)。

3-(2)学校運営の質的改善

- ① 学校への人的・物的支援等の実施
- ② 児童生徒の心のケアに向けた学校への指導助言の徹底
- ③ 児童生徒の学びの保障に必要な環境整備の推進
- ④ 校内の清掃や消毒に関する周知や支援の実施
- ⑤ 児童生徒が安心して学べる環境の整備

② 児童生徒の心のケアに向けた学校への指導助言の徹底

- ・学校現場のニーズに応じたスクールカウンセラーの緊急派遣やSNSを活用した相談を行うなど、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、各学校の取組を支援。
- <スクールカウンセラーの緊急派遣> 138件(10月末)
- <SNSを活用した相談対応件数> 309件(10月末)
- ※新型コロナウイルス感染症を主な理由とした派遣・相談かどうかの厳密な区分は困難であるため、上記いずれも対象期間内の総数を記載

【今後の予定】

引き続き、各学校の取組の支援を実施。

③ 児童生徒の学びの保障に必要な環境整備の推進

- ・市町村に対し、ICT環境整備の一層の効率化・早期化に努めるよう通知(8月、9月)。
- ・特別支援学校等の児童生徒用パソコン等の整備を推進 (全校分の契約を完了(9月))。
- ・ICTを活用した授業のヒントとなる実践事例を収集したICT授業モデル(Tips編)を作成し、ポータルサイトで公開(10月)。
- ・道立学校のネットワーク回線の増速を推進(11月契約締結)。

- ・相談対応の継続や最新情報の提供など市町村の端末整 備を支援。
- ・1単位時間の授業例を示した「ICT授業モデル(授業デザイン編)」を作成。

3-(2)学校運営の質的改善

- ① 学校への人的・物的支援等の実施
- ② 児童生徒の心のケアに向けた学校への指導助言の徹底
- ③ 児童生徒の学びの保障に必要な環境整備の推進
- ④ 校内の清掃や消毒に関する周知や支援の実施
- ⑤ 児童生徒が安心して学べる環境の整備

④ 校内の清掃や消毒に関する周知や支援の実施

- ・養護教諭を対象とした研修において、校内の清掃や消毒の適切な実施に関する講義を実施(8月、9月)。
- ・校長会議において、校内の清掃や消毒について、マニュアルに基づき適切に実施するよう、留意事項を説明(10月)。
- ・道教委ボランティアバンクや国の人材バンクの活用、 広報誌やチラシ等の配付により人材確保に向けた取組 を実施。
- ・申請に基づき、学校へのスクールサポートスタッフの配置を決定。<配置決定数:1,063名(10月末)>

【今後の予定】

・清掃や消毒の適切な実施、人材確保に向けた取組を継続して推進。

⑤ 児童生徒が安心して学べる環境の整備

- ・各道立学校において、順次、家庭学習用教材など学びの 保障に関する物品や保健衛生用品、換気対策備品の整 備を推進。
- ・道立学校の換気対策や感染防止対策に係る設備の改修 を推進。

- ・各道立学校において、物品購入を過不足無く進めること ができるよう調整や指導、助言を実施。
- ・引き続き、道立学校の設備改修を推進。

4-(1)正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止等

- ① 「新北海道スタイル」の定着に向けた取組の促進と感染症に関する正しい知識等の普及啓発
- ② 人権侵害防止に関する普及啓発の実施や相談窓口の設置

① 「新北海道スタイル」の定着に向けた取組の促進 と感染症に関する正しい知識等の普及啓発

- ・「新北海道スタイル」について、各種広報媒体を活用した 普及啓発や、事業者へのステッカー配布(58,408枚(10月 末))、商工団体と連携した事業者の巡回訪問(8,251件(10 月末)※集計中)等を実施。
- ・知事記者会見や道のホームページ等において、感染症に関する情報や予防行動などを発信。
- ・知事と札幌市長が懇談し、道と札幌市の連携による感染拡大防止対策及び普及啓発の拡充・強化を確認(10月、11月)。
- ・感染症に関する普及啓発用資料を作成し、市町村や関係団体、学校等を通じて、幅広く情報提供(10月)。
- ・関係団体等の要請に応じて、普及啓発用資料を活用した出前講座を開催(10月~)。

【今後の予定】

- ・「新北海道スタイル」について、広報媒体を活用した普及 啓発やステッカー配布を継続して実施。また、巡回訪問等 を通じて収集した先進事例等を事例集としてまとめ、広く周 知を図る。
- ・季節性インフルエンザの流行期を見据え、様々な広報 ツールを活用し、感染症に関する情報や予防行動などに 関する情報を提供。

② 人権侵害防止に関する普及啓発の実施や相談窓口の設置

- ・ホームページやブログなど多様な広報媒体による啓発 を実施。
- ・知事記者会見やメッセージの発出などを通じた呼びかけを実施(10月)。
- ・道の新型コロナウイルス人権相談窓口を設置(10月)。
- ・新北海道スタイルのピクトグラムに「正しく理解し、思いやりのある行動を」を追加(10月)。

【今後の予定】

・道教委と連携した学校現場における差別・偏見防止に 向けた普及啓発を実施。

4-(2)市町村との連携等

- ① 市町村との連携強化による効果的な施策の推進
- ② 感染者情報に関する市町村への情報提供など地域と連携した取組の推進

① 市町村との連携強化による効果的な施策の推進

- 道の対策本部、知事記者会見の資料について、市町村へ情報提供。
- ・新たな警戒ステージの設定に当たり、事前に市町村からの意見聴取を 実施(8月)。
- ・10月28日にステージ2へ移行するまでの間、管内市町村長との連名によるメッセージの発出等、市町村と連携を図りながら実施(8月~)。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ(定期便)」を、毎週、 市町村長等に送付し、感染状況等について情報共有(9月~、11/13までに8回発行)。
- ・すすきの地区の飲食店等2,565店舗に道と札幌市の職員が連携し、注意を促す文書を配布(9月)
- ・知事と札幌市長が、道と札幌市の連携による感染拡大防止対策及び普及啓発の拡充・強化について協議(10月、11月)
- ・市町村に普及啓発用資料を提供し、住民への情報提供を支援(10月)。
- ・警戒ステージの移行と施策に関し、道の考え方を事前に市町村に情報提供(10月、11月)

【今後の予定】

・警戒ステージの移行や道民への協力要請などの実施に当たり、事前に情報提供するなど、市町村との情報共有や連携を強化。

② 感染者情報に関する市町村への情報 提供など地域と連携した取組の推進

- ・感染者情報については、中間取りまとめに掲げる「市町村への感染者情報の伝達の流れ」に基づき、振興局長を通じて必要な情報を市町村に提供するなど情報共有を図っている。
- ・国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」における議論の動向や市町村との協議を踏まえながら、感染者情報に関する道の新たな公表基準の検討を進めている。

- ・感染者情報については、引き続き、市町村との情報共有を行っていく。
- ・感染者情報に関する道の新たな公表基準については、今後も検討を進める。

4-(3)政策形成過程の透明性確保

① 政策形成過程の記録の作成・保存等の実施

① 政策形成過程の記録の作成・保存等の実施

- ・「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議」については、第1回会議から報道機関に公開するとともに、速やかに議事録を作成し、会議資料と併せてHP上で公開。
- ・2月25日~5月29日までの道の重要な政策決定に係る幹部打合せについて、出席者から内容を聴取の上、記録を作成し、有識者会議に報告。5月29日以後の打合せについても継続して記録を作成。

【今後の予定】

・政策形成過程の透明性の確保のため、対策本部会議や議事録等の公開を継続して実施するとともに、道の重要な政策決定に係る幹部打合せについて継続して記録を作成、保管。

4-(4)政策推進における実効性確保

- ① 道の緊急対策に関する進捗状況等の把握、点検の実施
- ② 実効性ある政策の適時適切な推進

① 道の緊急対策に関する進捗状況等の把握、点検の実施

・緊急対策として実施する事業の進捗状況について、毎月、 月末時点の状況についてローリングを実施。

く参考>

緊急対策第1弾 277億円(①定)

第2弾 784億円(①臨)

第3弾 349億円(②定)(※専決含)

第4弾 3.677億円(②定追加分)

第5弾 2,946億円(③定)

【今後の予定】

・適宜、ローリングを実施し、その結果を踏まえるとともに、 感染状況の推移や地域経済の状況等を注視しながら必要 な対策を機を逸することなく実施。

② 実効性ある政策の適時適切な推進

- ・「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」の開催(計4回、8月~9月)のほか、市町村・関係団体へのアンケート調査を実施し、これまでの道の新型コロナウイルス感染症の一連の対応について検証の上、中間取りまとめを行った(9月)。
- ・市町村との連携や政策決定の手続きなど、コロナ対策 に関する基本的枠組みを示す要綱(素案)を道議会に報 告(11月)。
- ・市町村・関係団体に「北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)」の意見照会及びパブリックコメントを実施(実施期間:11月5日~11月19日)
- ・中間取りまとめの「今後の対応方向」に係る取組の進捗状況について取りまとめ(11月)。
- ・第5回北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議(11/17)に、要綱(素案)及び「今後の対応方向」の進 捗状況を報告。

【今後の予定】

・年内に要綱を策定予定。